

議会だより おふせ

No 109
2022.7.20
発行 長野県小布施町議会

議会傍聴記

議会傍聴に出席して



自治会連合会副会長
須山 寛

先般の町議会6月会議に初めて拝聴させていただき、その時の感想について若干述べておきたいと思っております。傍聴に参加する前は、町と議員との間には、お互いの立場を理解した中、平穩無事に議事が進行していくものと考えておりました。

傍聴時の議員による一般質問は意に反し、指摘案件に対し、舌鋒鋭くポイントを突いたものであり、町政に対し真剣に対峙し、かつ町の真摯に回答する姿勢は頼もしく健全さを感じました。特に、自分の民間企業時代を思い浮かべ、当時の霞ヶ関は不夜城と呼ばれ、連日一晩中タクシーが行列待ちしていた光景は異常であり、複雑な思いを

たものでした。行政遂行の責任感とはいえ、その後、働き方改革が問われてきました。大きな変化はできず、今日があるのではと思っています。町政においても、伝承・継承の先例主義（減点主義）を打破すべく前向きに効率良い住民サービスを目指しておられると思います。

民間企業は顧客（町長）満足度、従業員（職員）満足度、現場（職場）改善（効率化）提案運動等多岐に渡る評価軸を持ちマネージメントされ、発想・発言の自由の中「停滞は衰退」と考え、変化を続けています。

自分は、小布施に戻り六年にて今年自治会長を務めています。現状認識不足も多々あり、真理を理解しているかは自信はありません。

しかし、今回の傍聴を通して、明るく活気ある小布施町として、更にステップアップするためにも、町民・町・議員間における追求と提案型での議論の中に緊張感は必須だと思います。

最後に、先進的外部の知識の吸収・体得と自己改善風土の醸成を期待し感想としますが、今後とも関係各位のご活躍を祈念申し上げ寄稿いたします。

編集後記

「はなづな列島」という言葉を始めて耳にしました。

調べてみますと、「はなづな」とはヨーロッパなどで使われた、花や葉などを網状に編んで横に吊るした飾りで、日本の島々がユーラシア大陸の東側に弧状に並んだ様子を形容したものだというものでした。

今、日本列島は山、高原、街路樹、そしてお店や個人の家庭等に、様々な形で色とりどり花が咲き誇っています。

特に最近、町中で、自治会、育成会、事業所、お店など多くの方々が花壇づくりに取り組んでいる姿をよく見かけます。

花は、とてもすがすがしい気持ちにさせ、やさしい気持ちにさせてくれます。

コロナ禍による影響も少しは落ち着き、来訪者が増えてきています。花づくりによる町づくりをより一層推進しながら、来訪者をお迎えしたいと思います。

それにしても、ふと目にしたアスファルトの割れ目から、小さな名もない花が一輪、健気に咲いている姿を目にすると、希望と勇気、逞しさを感じます。



発行責任者	小林 一広
議長	小林 一広
議会広報常任委員会	
委員長	寺島 弘樹
副委員長	関 良幸
委員	水野 貴雄
	福島 浩洋
	関 悦子
	小林 正子
	小林 一広



令和4年6月会議 議案採決状況一覧表													
審議議案		寺島弘樹	水野貴雄	関良幸	竹内淳子	中村雅代	福島浩洋	小西和実	関悦子	大島孝司	小淵晃	渡辺建次	小林正子
議案第32号	令和4年度小布施町一般会計補正予算	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第33号	令和4年度介護保険特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第1号	「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第2号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第6号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第1号	中島教育長に対する辞職勧告決議について	○	○	○	—	○	○	○	—	×	×	—	○

注 ○は賛成 ×は反対 —は退席

4月会議 一般会計補正予算他 4月19日に開会

1 議案第31号

新型コロナウイルス感染第6波対応、事業者支援交付金（県補助金）570万円

◎お花見シャトルバス運行事業費（主な項目と金額）

- ・交通誘導ガードマン委託料 265万円
- ・桜堤鑑賞場所安全確保委託料 145万円
- ・マイクロバス借上げ料 127万円
- ・仮設トイレ設置委託料 26万円

◎主な質疑（順不同）

- ・安全管理委託料の内容は
- ・シャトルバスの運行内容について
- ・桜堤の開放期間と時間について
- ・仮設トイレの設置規模は
- ・コロナ対策の医療団体等との対応は
- ・第6次コロナ対策として他の事業ができたのでは
- ・期間中の農家の皆さんへの配慮はなされたのか
- ・事業の費用対効果について

等の発言があり、町当局から詳細な答弁があり採決の結果 **賛成多数で可決**。

◎賛成議員：寺島弘樹、関良幸、竹内淳子、福島浩洋、小西和実、小淵晃、関悦子、渡辺建次

◎反対議員：水野貴雄、中村雅代、大島孝司、小林正子

※小林一広議長は採決には加わらない。

※議案第31号案件について、桜井町長より、議会の審査及び議決前にマスコミに報道されてしまったことは議会軽視と言わざるを得ず誠に申し訳ありませんとのコメントがありました。

2 発委第4号

小布施町議会委員会条例の一部改正する条例について（一部改正）

○小布施町組織条例の改正に伴い、常任委員会の所管課の名称等を改正する住民税務課の新設により、審査所管を社会文教常任委員会に付託する。

全員挙手で可決

令和4年6月会議が開会しました

— 議 案 —

補正予算（8,936万円）

○令和4年度小布施町一般会計補正予算

- ・企画費 200万円
- 地方創生推進事業費
- ・児童措置費 536万円
- 子育て世帯生活支援特別給付金
- ・予防費 1,000万円
- 新型コロナウイルスワクチン接種事業費
- ・商工振興費 2,291万円
- 新型コロナウイルス支援事業費

請願 2件

- ・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書
- ・「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書

政策立案常任委員長報告

- ・委員会活動の活性化に関すること 継続審議
- ・予算・決算特別委員会のあり方について 継続審議

職場環境等調査特別委員会の設置及び委員の選任

中島教育長に対する辞職勧告決議について

専決処分

- ① 小布施町税条例の一部を改正する条例
 - ・固定資産税（土地）の負担調整措置
 - ・固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大等
 - ・その他、項ずれの反映等

② 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- ・課税限度額の引き上げ
- 国保税 63万円から65万円に
- 後期高齢者 19万円から20万円に
- 介護納付金限度 17万円と合わせた合計額を102万円とする
（国保税の現行課税限度額 99万円から102万円）

③ 和解及び損害賠償の額を定めることについて

- ・損害賠償額 2件 19.8万円

総務産業常任委員会

議案第32号 令和4年度小布施町一般会計補正予算案審議

主な質疑

- Q 新型コロナウイルス感染症の対象者及び接種率の詳細と接種率9割の根拠は。
- A ・対象者は60歳以上で3回の接種が終了した方が4,000人、18歳から59歳までの方で基礎疾患を有する方が300人で計4,300人です。
- ・接種率9割の根拠は、60歳以上の方の今までの接種率が90%以上を超えているためです。
- Q 新型コロナウイルス対策商工業支援事業の対象事業及び内容と補助対象は。
- A 第6波の影響により、売上げが20%以上減少している事業者です。
- ・法人は一律20万円、個人事業者は一律10万円。
- Q 新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金1,750万円の内訳は。
- A 飲食店やお土産店に対して支給し、町内は720事業所があり、対象は20%程度と見込み、法人は50件で1,000万円、個人75件で750万円です。
- Q 地方創生推進事業費200万円の具体的内容と、いつ頃から着手するのか。また200万円はまったくの丸投げなのか。
- A 生ゴミの調査や剪定枝の調査を6、7月から来年の2月まで行い、結果を公表していきます。また、委託先はゼロウエストであり、この会社に丸投げではなく、役場と定期的にミーティングをしながら進めていきます。調査は区分けをし、内容の検討をきちんと行っていきます。
- Q 水防費における水防倉庫修繕の場所、内容、面積は。
- A 山王島の自治会より要望のあった盛土をするため倉庫を動かし、盛土終了後に元に戻す事業です。
- Q 町営テニスコートの改修事業の内容は。
- A コートの人口芝は20年使用してきており、破損部分が大きく、耐用年数も過ぎていることから、全面張替えをするもので、t o t oからの補助対象事業で実施するものです。



社会文教常任委員会

議案第33号 令和4年度介護保険特別会計補正予算案審議

主な質疑

- Q 償還金について（2,534円を予備費で償還することについて）。
- A 計算期間の考え方の相違により発生しました。
- Q 過大還付者に対する対応については。
- A 還付請求はしません（保険法上と民法上の違いがあるため）。
- Q 還付金の財源は何を当てるのか。
- A 還付金については、予備費の増減で対応し、加算金等は事務費に相当するので予備費には入らないと考えております。



来年度以降の議員報酬・定数及び 政務活動費について

直近の町議会議員選挙が行われた2019年後半から今年3月まで、来年4月に行われる町議会議員選挙以降の議員報酬・定数及び政務活動費について小布施町議会では検討を重ねてまいりました。

これらの項目の検討を目的として議会に「新たな議会活性化検討特別委員会」を設置し、町民参加により議会活性化を検討する「アシスター会議」という会議をこれまで毎月開催してまいりました。これらの委員会及び会議において様々な意見が出される中で、最終的に全議員の参加による議会全員協議会にて、以下のように決定をいたしました。

- ① 議員定数 14名のまま現状維持
- ② 議員報酬 172,000円のまま現状維持
- ③ 政務活動費 議会活動の活性化のため導入を前向きに検討したい

決定した内容の詳細につきましては、議会だよりや議会報告会などの議会の広報活動を通じて、今後お知らせをさせていただきます。

小布施町議会の議員定数及び議員 報酬等に関する報告会を開催します

小布施町議会では、新たな議会活性化検討特別委員会における答申、アシスター会議等での議論や小布施町民からのご意見等を多くいただく中、この度、議員定数及び報酬等に関し一定の結論に至りましたので、ご報告いたします。

- 1 日時
令和4年7月23日（土） 午後6時30分から
- 2 場所
小布施町 公民館講堂
- 3 対象者
小布施町内にお住まいの方
- 4 報告者
小布施町議会 議長 小林一広
(議会活性化検討特別委員長、アシスター会議座長 他議員同席)
- 5 内容
小布施町議員定数、報酬及び政務活動費に関する報告

小布施町議会広報常任委員会
(委員長) 寺島 弘樹 (副委員長) 関 良幸
TEL 026-214-9112 議会事務局

自治会長と町議会議員との懇談会が開催されました

日時：令和4年6月9日（金） 18時～

場所：公民館講堂



《 概 要 》

自治会連合会八代会長及び町議会小林議長の挨拶と各自自己紹介の後、懇談に入りました。当日、自治会長の皆様が議会一般質問の傍聴をされたことから、傍聴の感想と要望、自治会の課題について伺いました。主な意見等は次のとおりです。

◇◇◇◇傍聴の感想等◇◇◇◇

- ・今回初めて傍聴をしたが、議員の一般質問及び答弁状況を聴きながら活性化をよく感じ取ることができた。今後は、夜間議会や休日議会の開催等に向けた努力もお願いしたい。
- ・役場内での人事の活性化に向けては、一時的な対応ではなく経験値に裏打ちされた適正な人事配置が望ましいと考えます。議会側には、役場と適度な緊張関係を保ちながら、人事面での引き続きの努力を期待したい。

◇◇◇◇自治会の課題◇◇◇◇

- ・町では除雪に例年尽力いただいているが、あまりにも多い降雪、積雪時には排雪についての関与サポートが欲しい。高齢化が進み排雪場所へのアプローチ等、排雪処理が年々困難になりつつある状況である。
- ・まちづくりも新しい自治区から終わる傾向がある。往時新規区域であった自治区が50年経過後、新規入居加入者が少ない傾向が続いた結果、発展性が乏しい自治区となってしまっている。妙案が欲しい。
- ・国道403号線沿いの歩道除雪に関し、歩道の拡張もなく狭小かつ段差があることから、歩道除雪が極めて困難な状況となっている。
- ・空き家対策は行政としても何とかしてほしい。
- ・高齢化した自治区に、新たに30世帯ほど居住する方々が増えたことから、将来的に小さなお子さんたちへの新たな公園整備等環境整備が今後の課題と考えている。



浸水深4.2mまで対応した復旧工事完成のクリーンピア千曲（委員会視察）

4月22日から5月5日までの13日間、千曲川桜堤を散策するための無料シャトルバスが運行されました。このための補正予算570万円が4月会議に提案されました。堤防のかさ上げ工事中で広範囲にわたり立入禁止となっている中、また水害対策工事の早期完成が望まれている中でのお花見です。事業が完了することによる結果検証をすることは重要であると考えます。実際の支出金額は、13日間の合計乗車人数は、「おぶせロマン号」との相乗効果は。経済効果の算出詳細は。費用対効果をどのように評価しているのか。財源は県の第6波対応事業者支援交付金でコロナ感染を抑制するための交付金であります。が、「お花見」「シャトルバス」はコロナ感染を助長させるものであり、本来の目的に逆行するのでは。堤防のかさ上げ工事の完成はいつか。お花見を禁止して、一日でも早く水害対策工事を完成させるべきであり、住民の安心安全を最優先にすべきであります。見解は、千曲川左岸の穂保堤防が強化されましたが、右岸左岸のバランスが大事であり、今年台風19号クラスの台風が来れば、次に決壊するの

は相之島と小布施です。クリーンピア千曲の復旧工事が4月に完成し総務産業常任委員会で視察をしてきましたが、電気室を2階に移動したり、揚水、放流、消毒機能の強化をして、100年に一度と言われる降雨にも対応し、浸水深さ4.2mに対応しているとのこととです。このように近隣では着々と水害対策工事が完成されていきます。小布施の堤防かさ上げ工事も早期に完成されるよう望みますが、見解は。「お花見シャトルバス」は議会で補正予算が承認される前に新聞発表されてしまいました。再発防止対策は。

今年のお花見の鑑賞は場所、期間が限定され、一人でも多くの方に桜堤と菜の花を鑑賞いただくために「お花見シャトルバス」を運行したものです。支出額は520万円、乗車人数は13日間で延べ1,846人の方が乗車されました。JR東日本が新幹線車内で無料で配布しているトランベール4月号に小布施の特集記事が掲載されました。その中には桜堤の記事もあり、桜堤を目的に町にお越しになった方も大勢いらっしゃったと思います。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、春の観光客が減少しているなかで、お花見シャトルバスを運行することによって桜堤の鑑賞のみならず、町内への誘客の促進を図り地域経済の活性化に繋がります。事業者支援が行えたと思います。工事は完成は令和5年の出水期と聞いております。桜堤の一部開放については、国土交通省千曲川河川事務所と十分な協議を行い、工事の進捗状況も考慮したなかで決定したものであり、現在工事も順調に進んでおります。新聞報道については、桜の開花が迫り桜堤を鑑賞できなくなるようなことを一日でも早くお知らせしたいという思いが先走ってしまい、補正予算が承認される前に新聞発表がされる事態となりました。今後は、このようなことがないように職員一人一人が職務の内容を把握できるように徹底してまいります。

Q



大島孝司議員

お花見シャトルバスの検証は 地域経済の活性化に繋がりました

林建設水道課長

地域経済の活性化に繋がりました

小布施町議会では役場職員の2年間で3名の自死者が出てしまった現状を重く受けとめ、職場環境等の実態調査を行い、再発防止に努め町の信用回復を目的として行います。

令和4年6月会議の最終日に、議長を除き全議員が委員となり設置を決めました。

職場環境等 調査特別委員会を設置

活動日誌 研修会 視察会

ピースロード2022に参加
7月30日(土)午後

今年も中信、北信地域(長野、上田、千曲、須坂、中野、飯山の各市ほか11町村)を男女9名の若者が「世界平和の願い」を込めて自転車ロード途中、小布施町に立ち寄り岩松院境内で開会式、開催責任者の説明と挨拶に続き、来賓小林議長が激励とその趣旨の賛同を含めての挨拶後、記念撮影等、猛暑の中、無事終了しました。参加者約50人。



緑化木頒布会
5月14日(土)

恒例の花木・苗木頒布、フローラルガーデン小布施にて開催。小雨の中、9時半から整理券配布。桜井町長、小林議長開会挨拶。10時から苗木(あじさい、ハナミズキ、三つ葉ツツジ、ミモザ他15種類)を町担当職員と一緒に大勢の皆さんへ一人ひとり手渡しで配布しました(小林議長ほか2人)。



令和4年6月会議

目次

- ① 大島 孝司 9
お花見シャトルバスの検証は
- ② 福島 浩洋 10
小布施町の脱炭素・ゼロカーボンの具体的な施策について
- ③ 関 悦子 11
分かりやすく迅速な教育行政を 他
- ④ 小淵 晃 12
旧松川県営住宅跡地の有効利用を
- ⑤ 小西 和実 13
教育長の週刊文春に対する対応
- ⑥ 中村 雅代 14
職員の現職死亡や過労自死における今後の改善課題は
- ⑦ 関 良幸 15
「週刊文春」における中島教育長の記事について
- ⑧ 寺島 弘樹 16
小布施町政の早急な信頼回復に向けて 他
- ⑨ 小林 正子 17
「小布施橋の長寿命化、第3期計画」の実施状況と今後の計画について
- ⑩ 竹内 淳子 18
小布施町の子どもたちの健全育成について
- ⑪ 渡辺 建次 19
逢瀬の里ふれあい公園の環境整備について 他

(○数字は発言順番)



福島浩洋議員

小布施町は2030年、二酸化炭素の排出量50%削減に向けた具体的な指針や施策内容はいつ示されるのか

大宮総務課長

目標は策定済み。令和4年度中に分かりやすい事業や行動編を周知していく

編」を別途作成して町内の皆さんへの周知を図ってまいります。

温室効果ガスの削減目標を設定しても、町民の協力が無ければ達成は困難です。削減目標に向けた具体的な指針は、いつ示されるのか。

Q

を

A

昨年度より策定を進めてきた「町環境グランドデザイン」について、3月24日から4月7日までにパブリックコメントを募集、8件の提案があり、このご意見を踏まえて修正を行い、5

Q

町民の皆さんが生活や農作業で使用している灯油や軽油の1ℓ（約800g）当たりのCO₂排出量は灯油が2.51kg、軽油が2.62kg、ガソリンが2.36kg、都市ガス13. Aは2.21kg、との数値が公表されています。町は、皆さんに向けた削減目標を示し、いかに節約していただくか具体的な指針を示すべきだと思います。

Q

カーボンニュートラル*の達成に向けて再生可能エネルギーの普及が、必須の取組になってきましたが、太陽光発電や小水力発電、蓄電池設備等への補助金施策については、国・県の制度活用や、ふるさと納税の仕組み活用は考えられないか。また一案として、今後削減目標を達成した家庭や地区地域、事業者、個人に対してながしらの恩恵制度の考えはいかがでしょうか。

Q

排出削減により恩恵を受けられるような仕組みづくりも含めて、先ほどの環境グランドデザイン「プロジェクト編」の策定を進める中で具体的な事業に落とし込めるよう取り込んでまいります。

A

提案の地域やご家族等が排出削減により恩恵を受けられるような仕組みづくりも含めて、先ほどの環境グランドデザイン「プロジェクト編」の策定を進める中で具体的な事業に落とし込めるよう取り込んでまいります。

A

A

今回策定の町環境グランドデザインは、分野ごとの数値目標と削減の方向性は示されていますが、町民の皆さんに具体的に何をとり組んでいただくのか、町は何を支援していくのか分かりやすくお示しできておりません。今後事業者の皆さんや町民の皆さんへ削減案を分かりやすくお示しするために令和4年度中に具体的な事業をまとめた「プロジェクト

A

排出削減により恩恵を受けられるような仕組みづくりも含めて、先ほどの環境グランドデザイン「プロジェクト編」の策定を進める中で具体的な事業に落とし込めるよう取り込んでまいります。

Q

国は2021年6月に、「医療的ケア児支援法」を成立させました。

A



カーボンニュートラルCO₂吸収能力が大きい杉、松（10年～40年育）の常緑樹

今回の町環境グランドデザインは、分野ごとの数値目標と削減の方向性は示されていますが、町民の皆さんに具体的に何をとり組んでいただくのか、町は何を支援していくのか分かりやすくお示しできておりません。今後事業者の皆さんや町民の皆さんへ削減案を分かりやすくお示しするために令和4年度中に具体的な事業をまとめた「プロジェクト

地球上の二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量が同じになるエネルギー利用の在り方、また日常生活や経済活動によって排出されるCO₂をほかの方法で削減するための工夫や実現化をいう。



家庭用深夜電力蓄電設備5.6kWh（停電時再生型）



カーボンニュートラルの工夫住宅の屋根に太陽光発電



関悦子議員

分かりやすく、迅速な教育行政を

中島教育長

関係機関と協議の上、教育大綱を別途定めることが、有意義かどうか検討していく

Q

2015年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の効果を図ることなどを目的としています。

A

① 定例会を12回、臨時会を1回開催、学校運営方針や条例等の制定等について協議を行いました。

② 年2回、原則公開で開催しています。児童・生徒の学力、運動能力等について、また、園・学校の施設整備計画等についての協議を行いました。

① 「教育委員会」の定例会や臨時会の開催状況とその協議内容と、会議は議事録を作成・公表することになっていきますが、その現状はどうか。

② 「総合教育会議」の実施状況とその協議内容はどうか。

③ 「教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱」を策定すると規定されていますが、町は「町総合計画」に「教育大綱」を盛り込んでいると聞いていますが今後このままではいくのか。

④ 地域全体での子育て支援をうたっている当町としては、教育委員会での会議内容は町民の関心が高い。会議内容を「町報おぼせ」に掲載して、周知を図ってはいかがか。

これは、教育委員会のこれまでの課題であった、「教育委員長と教育長の責任分担が分かりにくい」「教育委員会審議が形骸化している」「いじめ対応などが迅速に行われていない」などの問題を改革するため、教育の政治中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、

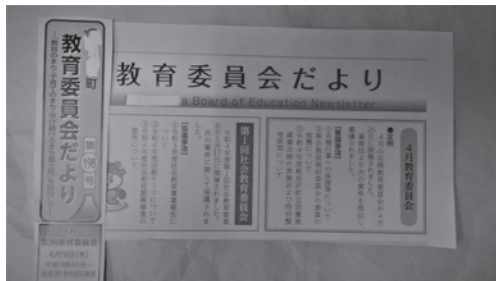
迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の効果を図ることなどを目的としています。

① 「教育委員会」の定例会や臨時会の開催状況とその協議内容と、会議は議事録を作成・公表することになっていきますが、その現状はどうか。

② 「総合教育会議」の実施状況とその協議内容はどうか。

③ 「教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱」を策定すると規定されていますが、町は「町総合計画」に「教育大綱」を盛り込んでいると聞いていますが今後このままではいくのか。

④ 地域全体での子育て支援をうたっている当町としては、教育委員会での会議内容は町民の関心が高い。会議内容を「町報おぼせ」に掲載して、周知を図ってはいかがか。



町は、皆さんに向けた削減目標を示し、いかに節約していただくか具体的な指針を示すべきだと思います。

「医療的ケア児」の支援はきめ細かに

藤沢教育次長

今後の状況を見据えながら、対象者が増加しても、切れ目のない支援体制の構築を図っていく

Q

① 平成30年度、令和2年度、3年度に各1人ずつで、合計3名です。血糖値の測定やインスリンポンプの調節、胃ろう部からミキサー食を注入するなどの対応を行っています

② 今後の状況も見据えながら、切れ目のない支援体制の構築を図ってまいります。



小淵 晃 議員

「県営松川住宅」跡地に優良企業の招致を

益満企画財政課長

県の方針が決まるのに備え 対応をまいります

Q 松川県営住宅は昭和44年に、43戸が建てられました。

当時は、日本経済は高度成長期で入居希望者が多く「松川自治会」までありました。

しかし、現在は建物は撤去され整地も終わり、白い碎石が敷かれて、次のステージへと移ってまいりました。

① 松川県住の跡地の活用に関して、長野県の考え方を把握されておられますか。

② 松川県住跡地は松川沿いで、松川の瀬音と緑に囲まれ、自然環境の恵まれた場所です。IT時代の昨今、首都圏から地方へ移転される企業もあります。

県の主体で、あるいは県の協力を得て優良企業の招致を。

③ 道路を挟んだ西側の千両自治会地籍に旧県住4戸分の跡地があります。小面積で住宅に隣接した土地ですので、町で確保し新しい定住者に利用いただくこと等を検討されたらどうでしょうか。

④ 跡地の活用について町民の意見を聞く場を設けては。

A ① 工事の竣工検査を先月末に終え、これから県の各部門への活用の照会をしていくとのことです。県の機関で活用の希望がない場合は、小布施町へ。町も希望をしない場合は、NPO法人などの公共的団体に、いずれもない場合は一般競争入札で売却がされます。



整地された松川県住の跡地

② 優良企業の招致につきましては県にお願いしつつ、町でもあらゆる方法で企業の招致に努力してまいります。

③ 千両地籍の跡地の活用は町営住宅に空き部屋がある状態です。現状では跡地の活用の考えはありません。

④ 町政懇談会の場などで地域の方の声をお聞きしていきます。

災害時のマンホールトイレの設置を 大宮総務課長 設置する資金を助案すると、 移動式トイレで対処します

Q ひとたび大規模災害が発生すると、被災地の広範囲で水洗トイレが使えなくなります。

トイレの確保は、命にかかわる重要な課題です。災害時のトイレは、① 携帯トイレ・簡易トイレ（発災直後に断水、停電、排水不可の

状況であっても備蓄されていれば、すぐに使用が可能です）
② 仮設トイレ（調達までに時間を要する。また「し尿のくみ取り」が必須となるためバキュームカーの調達が必要になります）

③ マンホールトイレ（備蓄が容易で、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる。また、し尿を下水道管路に流下させることができるため衛生的です）

があります。マンホールトイレが優れており、避難所であり備蓄庫のある「文化体育館」「総合体育館」の車場にマンホールトイレの設置をされることを提案します。

A マンホールトイレには直結式と新たに宅内に下水道管を敷設する方法があります。駐車場に設置するには、新たに下水道管を敷設する必要があり、その工事費が概算で1千万円ほどかかると聞いています。

町では災害時の備蓄品として移動式トイレ（通称名「ドントコイ」）を14基保有し、災害時に活用することが、経費面から最善な方法と考えています。

す。具体的な項目として、

① 氏子総代等の各種団体の役員の業務

② 家業としての不動産管理業務の2項目となりました。

慣例により臨時教育委員会の議事録は作成していません。

③ 中島教育長は平成27年4月の当初就任時における教育委員会において職務専念義務の免除について許可を得ており、また、教育長の職務に影響を及ぼしてはいないと認識しています。

処分等は考えておらず、信頼される教育長として、職務に精励していただきたいと考えています。

教育長の勤務中の兼業に関するいふひび

桜井町長

教育長の処分等は考えていません

Q 中島教育長が家業である不動産賃貸業を営んでおり、

教育長としての職務と兼業しているという事実は、議会においては4月28日の週刊文春の記事以降、5月6日に行われた議会に対する中島教育長からの事情説明において、初めて明らかになりました。

また、その後の議会に対する説明の場において、教育長が「議会ではなく、教育委員会で職務専念義務の免除の了解を得ている」と発言されました。その事実確認のために教育委員会に職務専念義務の免除許可証や議事録などの提出を求めましたが、公的な効力を持つ証拠書類は提出されませんでした。

適正な手続きが行われている証拠書類が存在しない以上、教育委員会において教育長の家業に対する職務専念義務の免除が承認されていた事実は存在しないこととなります。

また、職務専念義務の免除については、そもそも条例の中で想定しているのは、通常は教育長の職務に関連する研修への出席などが想定されるものです。

別の職業を兼ねて教育長の職務を執り行うということは想定していないと議会としては理解していましたが、そうであるべきと考えております。仮に職務専念義務の免除が承認されていたとしても、教育長としての職務中に、たとえ家業であっても職場で不動産賃貸業の業務に関して取り組んでよいということにはなりません。

あくまでも、職場以外の場所での就業時間外において、取り組むことが認められるにすぎません。教育長本人に確認させていただいて初めて判明した事実から、多くの問題点が明らかになりました。そこで3点質問をいたします。

(1) 教育長が家業を営んでいることを町長は昨年の教育長任命の時

A 中島教育長の本業は教育長と考えています。

(1) 昨年3月に教育長再任の人事を提出した際に教育長から説明を受けたかどうかは記憶にありません。

私が昨年1月に町長に就任して以降、教育長としての職務を果たしていたらおり、兼業による職務への影響は感じていません。

(2) 中島教育長は、教育長就任直後の平成27年4月1日に開催された臨時教育委員会にて職務専念義務の免除について許可を得ていま





中村雅代議員

職員の現職死亡や過労自死における今後の改善課題は

対策の見直しを含めた再発防止策が必要と考え 第三者による調査を実施します

Q 2年足らずの間に3人も役場の職員が自ら命を絶つてしまったという痛ましい事実を踏まえ、役場で何が起きているのか。

A 失われた命は戻らない。財産である職員が、自ら命を絶ってしまう、また突然の病死という悲しい現実を受け入れることは、本当に断腸の思いであります。役場全体の職員の勤務実態はどうなっているのか伺います。

1 相次ぐ現役死亡の背景について、組織体制や相談体制は機能していたのか。職員の健康状態の把握はどうだったのか。

また、関係者からの聞き取りなど調査委員会の設置はあったのか。判明した問題点及び課題は何かをお尋ねします。

2 労務管理について、タイムカードによる正確な把握はできているのか。人事管理は適切だった

か。上司の対応や管理職の研修は実施されたか。内部の調査では十分と考えるが見解は。

A 町としても痛恨の極みであり、この間、在庁時間の把握や衛生委員会、管理職会議での共有のほか、心身の調子がすぐれない職員を早期に把握し専門家との面談、専門医への受診勧奨などを実施しております。また、必要に応じて関係職員による対策の検討、療養休暇中・休暇明けの職員への面談を行いフォローにも取り組んできたところです。しかしながら、療養休暇などが発生している状況にあり衛生管理や相談体制の見直しも含めた再発防止策の実施が必要です。

聞き取り等の中で得られた課題として、業務が過多になっていた在庁時間の把握が適切にできていなかった、定期的なコミュニケーションの実施が十分なされていない

か。上りの対応や管理職の研修は実施されたか。内部の調査では十分と考えるが見解は。

かつたなどが挙げられます。

労務管理についてはタイムカードの電子化を行い概ね実態の把握ができています。管理職の研修については、部下との対話や業務支援に係る研修のほか、パワーハラメント研修などを行っているところです。

これまでの経緯を整理し抜本的な再発防止策につなげていくための第三者による調査の実施を今年度中に実施してまいります。

組織編成と

人事異動にかかる課題は

新井副町長

職員体制の拡充が

大きな課題です

Q 毎年のように組織の改編が行われているが職員負担の軽減や業務の推進体制の強化につながっているのか疑問です。肝



関 良幸議員

「週刊文春」における

中島教育長の職務に影響を及ぼしていないと認識しています

教育長の職務に影響を及ぼしていないと認識しています

「週刊文春」の記事は、町民の皆さんに大きな衝撃を与え、教育長が職務中に不動産取引をしていたという記事については、「議会はそれを承認したのか」と怒りの声が多数寄せられました。そこで、議会ではこの件に関し、5月6日の全員協議会の場で説明を求めました。

Q 「議会で職務専念義務について了解を得ている」との記事については、「教育委員会での了承であり議会での了承ではない」と答えています。記事を読んでその違いに気づいたはずですが、議会の説明を求めた前になぜすぐに説明しようとしなかったのでしょうか。

A あちこち説明しても「それは言い訳だ」となってしまうと考えました。

Q 「不動産管理業は家業。勤めながら農業をしている人と同じで、職務専念義務には違反していない」旨の発言でしたが、そう考えていたのであれば教育委員会に了承を求める必要はないのではありませんか。

A 法律の条文を読み、念のため臨時教育委員会で承認を得ました。

Q 「勤めながら農業をしている」と同じだ」との発言は、役場職員が職務中「ちょっと田んぼの水を見てきます」と言って職場を離れることが許されるということになるのでしょうか。

A 当然許されませんが、傲慢かもしれないが、兼業が許されていることと一般職と特別職の違いもあろうかと思えます。

Q 臨時教育委員会の議事録の提出を要求していますが、未だ提出されていません。なぜでしょうか。

A 新たな教育委員が選任された時の臨時教育委員会は、議事録は作成しませんでした。

Q 教育長の再任時には、教育委員会に了承を求めたことですが、教育委員のメンバーも変わっている人もおられることから、再任時にも了承を求めるのが当然と考えますが、同一人が教育長を継続している場合は同じ状況であ

るため、再任の都度承認を求めるものではないと考えます。

Q 今回の記事が事実無根としないのでしょうか。

A 明らかに違っている「議会に了承を求めた」という部分については、「抗議と訂正依頼」を担当記者あて送付しました。

Q 前町長は、「教育長の職務中の不動産取引については全然知らなかった」とありますが、就任時に前町長に話しかかったのでしょうか。

A 家業があるということには承知されたいとおられ、兼業を承知の就任依頼だったと考えています。

Q 今後、児童・生徒、保護者、教職員の皆さんなどの機会も多いと思いますが、その際今回の件に関しどのような対応をし説明するのでしょうか。教育行政の不信につながらないような対応を求めたいと思えますが。

A 法律に則り許可されている兼業であり、教育長の職務に影響を及ぼしていないと認識しています。

Q 議会が全員協議会で説明を求めた際、議長や町長が起立し礼を尽くし挨拶したにもかかわらず、いわば当事者である教育長は着座のまま、「迷惑をかけて申し訳ない」「私の不徳の致すところです」などの一言もなければ、我々が起立し質問しているにもかかわらず、これも着座のまま。あまつさえ時折肩肘をついて質問に答えるなど、真摯に対応しているとは思われず、小学校の「道徳」で学ぶという「正直、誠実、礼儀」が感じられない答弁内容、態度でした。教育行政のトップを司る者の態度としては、いかがなものかと思いましたが。

A 当時は、記事が出たばかりで気持ちが混乱していたのだと思います。

Q この問題が出て説明を求めた後も、「教育長が不動産管理会社と電話で大きな声でやり取りをしていた。とても反省しているとは思えない」と職員の方から聞きました。これだけ問題が大きくなっている現在、当事者としての認識が少し足りないと思えますが。

A 月に数回ではあるが電話連絡があります。今後は更に回数を減らしていきたいと思えます。



寺島弘樹議員

町政の早急な信頼回復に向けて

町長 町長自らのリーダーシップによる職場環境の改善や、第三者の調査等も踏まえ信頼回復に努めたい。教育長の処分等は、改めて検討したい

Q 「週刊文春」ゴールデンウィーク特大号で、職員百人の町「2年3人が自殺」、「今も休職者や退職者が相次いでいる」とのショッキングな報道がありました。教育委員会トップ、中島教育長にも言及し「不動産業を営み、職務中によく取引の電話をしたり、通帳を眺めたり。」。更に、教育長本人に訊くと「(職務中の取引は)それは事実だと思います。私は本業があるので、教育長に就く際に、議会で職務専念義務について話し合われ了解を得ているはずです」。桜井町長は職員の自殺に「町として責任は感じていません。コミュニケーション改善に取り組みだしているところでは」。

そこで伺います。実態説明を進め、町政の早急な信頼回復に向けた具体的な対応等についてお聞かせください。

(1) 町から今回の記事内容に対し、住民への説明等がなされていません。事実確認を含め、まず現状に対する姿勢を明らかにすべきと考えます。

(2) 教育長は教育委員会から兼業許可を受けており、兼業が職務に支障を及ぼしている状況にないことから、処分は考えておりません。

(2) 中島教育長の公務に服する特別職員として、記事内容が事実であれば許容できません。実態説明を進め、本人の出处進退について早急に対応すべきと考えます。

職務専念義務を遵守し、適切な職務遂行は当然です。組織の長として職員の働きやすい職場環境に努め、自身は高い倫理観を持ち、使命を全うすることが全町民に負託されたポジションです。

(3) 町長は職員の自殺に関し「町として責任を感じています」との回答ですが、今後の信頼回復に向けた具体策をお聞かせします。

A (1) 町政に関し、町民の皆様には説明等していくことは大変重要で必要なことと認識して

いますが、個別に判断していく必要があると考えます。今事案に関し、経緯等を詳細説明することは、ご遺族等を再度傷つけることにもなりかねず現時点では町全体への説明を行うことは考えておりません。



小林正子議員

県による小布施橋の長寿命化工事が始まったが内容不明 小布施橋の塗装実現を

林建設水道課長

早期に補修が必要なところ優先 町民の皆さんに周知を図ります

Q 2020年4月に長野県の橋梁長寿命化第3期計画が発表され、6月会議で私は一般質問で取り上げました。当時、塗装も含めて令和4年(2022)年度末までに10億円でを行うと県から説明を受けており、塗装についても4年度中に全面塗装するよう強く要請するとの答弁でした。

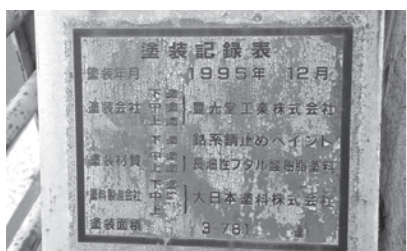
今年はその令和4年ですが、実際のところどういった工事が行われ、どういう見通しなのか。昨年も夜間通行止めにし「橋梁補修工事」が行われました。いよいよ10億円かけて長寿命化工事がはじまったか、と大変期待しましたが、見た眼では一部分の舗装が行われただけでした。令和3年度には、県はいかほどの工事費で、どんな小布施橋橋梁補修工事を実施したのか。4年度の工事はどうか。

A 令和3年度は、長野側の延長126mと小布施側の延長178mの舗装のやり直し、

Q 今回の補修工事で最終的には塗装の塗替えは行われますか、塗りなおしの計画はどうなりますか。

小布施橋は町民にとって大切な橋で、特に農耕地を左岸の長野側に持つ農家にとっては、早朝から通行したい。これら、農家にも工事内容はおろか、特段の通行止めの案内もないと聞きます。県に対して、工事の内容の説明と通行止めの案内をすよう求めています。

A 小布施橋は、錆が確認できるものの部材内への腐食は進行しておらず、現時点では安



小布施橋「塗装記録表」1995年12月とある。27年前。ちなみに東京タワーは5~7年ごとに塗り替えられる。

とから、処分は考えておりません。

Q 今回の事態への対応としてあまりにも遅いと言わざるを得ません。謝罪の観点からの初動が無かったことも残念です。また、教育長の件は懲戒処分に係る倫理規定を持ち出すまでもなく、組織の長として職務時間中の上記行為は全く許容できません。職員に与える影響及び職場内の規律の緩みに直結します。改めて教育長に対する処分のお考えをお聞かせください。

A 皆様の声を重く受け止め、今一度、今後の対応について検討してまいります。

「公益通報制度」の導入を 大宮総務課長 導入に向け 検討していきたい

Q 小布施町では組織運営の改革に関し、不断の努力や取組が行われていると承知しています。収税を基本とし、行政サービスを提供することから、行政事務の原則である有効性、効率性よりもより、公正性、公平性が求められる。併せて、倫理規程等含む法令遵守により行政への信頼も基礎となつていきます。今回、全国誌の報道が掲載されました。事前に職員からの不祥事等を含む「声」、「相談」あるいは「訴え」を反映する適切な機会・場が確保されていないか。

A ハラスメント等職員間の不祥事等に対処する内部窓口や顧問弁護士への外部相談窓口を設置しています。職員の守るべき倫理規定や懲戒に関する基準について、今年1月1日付けで明文化も図りました。提案の制度導入については、職員組合等との協議や他市町村の事例を参考にしつつ内容を検討してまいります。

知らせします。一日も早く、工事が終了するように工事の進捗を見守ってまいります。

塗装は橋長寿命化に不可欠 林建設水道課長 真剣な取組を 町として小布施橋への 思いを強く伝えていきます

Q 部材内部への腐食はなので安全とのことですが、鉄骨内部までサビが進行したら橋は壊れます。現状を深刻に見て、小布施橋の長寿命化にきちんと取り組んでほしい。この2年で全体の約3分の2補修し、工事費計2億3千万円、残りの補修をして10億円まではだいぶ余裕がある。ぜひ塗替えを。

A 補修工事は老朽化が激しく危険なところから進められますが、見た目もあるので塗装もお願いしています。

Q 塗装は長寿命化の基本中の基本です。町民に不可欠の橋を真剣に考えていただきたい。

A 住民の皆さんの小布施橋への思いを強く県に伝えていきます。



竹内淳子議員

子どもたちの健全育成・

子育て支援活動の充実について

課題は多いが地域の皆さんと連携して検討してしていく

教育委員会
藤沢教育次長

Q 小布施町と小布施学園コミュニティ・スクール運営委員会が、早稲田大学人間科学学術院前橋研究室の協力を受けて行った子どもの生活調査結果から、戸外運動時間が30分程度と短く、テレビ・ビデオ視聴スマートフォン利用などの合計メディア利用時間は、幼児期から1時間30分を超えており、小学生で2時間を超え、中学生では3時間を超えていて、体力、視力、学力への影響が懸念されるため、安全に戸外運動できる環境整備・公園整備とともに、園・学校と家庭で連携した対応が重要であろうという分析がされています。子どもの健全な成長には、様々な体験と多くの人にかかわり多様な価値観に接することが必要です。外遊び経験が乏しい現代の子どもたちに魅力を伝え、促してあげる大人の存在と自由に遊べる場所があると子どもたちがのびのびと育つ環境ができます。

放課後児童クラブ等もありますが、更に放課後にも地域にひらかれた遊べる居場所としての「第3の場所」づくりへの支援が必要だと思います。また、当町には子育て支援の取組が行政、民間共にありますが、知らない方も多く、移住してこられた方や町外の方に紹介するタイミングも役立つので子どもたちが自由に遊べる公園なども含めて子育て応援マップを作成し周知して欲しいという希望があります。



外遊び

1 屋内屋外ともに子どもの居場所や自由に遊べる場所を確保し、常駐するプレイリーダー、相談員を置くなどのお考えはありますか。
2 子育て支援活動グループへの経済支援の制度を作る考えはありますか。

皆さんと連携できる点があれば今後検討していきたいと考えています。

A 1 実施するには課題が多いが、活動している地域の
3 子どもたちが遊べる場所や子育て支援活動の紹介マップを作成する考えはありますか。

Q 1 グラウンドは放課後児童クラブが使用し、他団体が使いにくい状況にあります。登
2 子育て支援活動グループの活動内容を集約しネットワーク作りを行い課題を共有するところから進めていきたいと考えています。
3 情報の集約から進めていくことが肝要であると考えています。

Q 1 放課後児童クラブの登録児童が多くなってきたており、対応に苦慮していると聞いていますが、場所や人を増やす考えはありますか。
2 子育て支援活動グループと課題や情報を共有する集まりを開催するお考えはありますか。



渡辺建次議員

逢瀬の里ふれあい公園（逢瀬神社）の

環境整備について

助成はできません

林建設水道課長

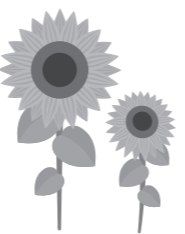
憲法上の政教分離により

Q 逢瀬神社には約100本程度の樺や杉の木が林立し、周辺に枯れ葉の飛散による環境悪化を生じさせています。また、倒木や枯れ枝の落下の危険もあります。危険な支障枝の伐採等に町としていくらかでも費用負担の助成をしていただけないものでしょうか。

A 逢瀬神社には約100本程度の樺や杉の木が林立し、周辺に枯れ葉の飛散による環境悪化を生じさせています。また、倒木や枯れ枝の落下の危険もあります。危険な支障枝の伐採等に町としていくらかでも費用負担の助成をしていただけないものでしょうか。

A 地元負担金は、受益者負担の考えに基づくものであり、そのために負担金をゼロにする条例改正は考えていません。

Q 小1プロブレムとは、小
1 登録児童がこれ以上増えたら新たな場所を作らなければならぬ状況です。課題は多いが検討していきたいと思
2 子育て活動グループにお声かけをし話し合いの場を設けます。



A 児童公園の部分は、神社庁へ「境内地模様替承認申請」を申請し、年8万1000円で賃借し公園内の支障木の伐採は実施しています。神社内は政教分離により、町としては対応できません。

Q 程度度の樺や杉の木が林立し、周辺に枯れ葉の飛散による環境悪化を生じさせています。また、倒木や枯れ枝の落下の危険もあります。危険な支障枝の伐採等に町としていくらかでも費用負担の助成をしていただけないものでしょうか。

Q 債権放棄に関する地方自治法施行令第171条の5の中で「条例に特別の定め」にあたるのは、債権管理条例だと思われ
ます。条例制定の考えは、非強
制徴収公債権、私債権の管
理処分を統一した手続きや基準な
どを定め全庁的な債権管理の適正
化を図ることができま

A 保育士と教員、年長児と
小学校1年生が顔を合わせ
る機会を多く用意し、幼保から小
学校へのスムーズな進学と入学後
の不安の軽減を図っています。

Q 児童公園に隣接する廃屋は、「空き家対策特別措置法」における「特定空き家」に該当すると思われま
す。解体処分の費用等の助成はできないものでしょうか。

Q 水路整備に関する地元負担金は、土木工事分
担金であり、立法趣
旨は受益者負担です。しかし、その水路が専ら雨水排水の機能だけ
であり、用水としての機能がな
いとしたなら、地元負担金の対象と
すべきではないと思
います。分担
金をゼロにする考
えは、

Q 債権放棄に関する地方自治法施行令第171条の5の中で「条例に特別の定め」にあたるのは、債権管理条例だと思われ
ます。条例制定の考えは、非強
制徴収公債権、私債権の管
理処分を統一した手続きや基準な
どを定め全庁的な債権管理の適正
化を図ることができま

Q 小1プロブレムとは、小
1 登録児童がこれ以上増えたら新たな場所を作らなければならぬ状況です。課題は多いが検討していきたいと思
2 子育て活動グループにお声かけをし話し合いの場を設けます。